# 三重県広域火葬計画

## 第1 総 則

## 1 目 的

この計画は、災害等発生時の火葬体制について、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、「三重県地域防災計画」及び「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」等に定められた広域火葬を円滑に実施し、被災市町における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

#### 2 定義

この計画における定義は次のとおりとする。

- (1)「災害等」とは、地震、津波等の災害の他、新型インフルエンザ等感染症の大流行及び武力攻撃などをいう。
- (2)「広域火葬」とは、災害等により被災市町が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合(当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。)において、県内外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。
- (3)「火葬場」とは、「墓地、埋葬等に関する法律」第10条により許可を受けた火葬場のうち、火葬炉、煙突又は排気筒及び火葬炉を保護、遮蔽する建物からなる火葬場をいう。
- (4)「火葬場設置者」とは、(3)の火葬場を設置するもののうち、特別地方公共団体をいう。

#### 3 基本方針

県、市町及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と 遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、迅速かつ円滑な火 葬を行うため、この計画に基づき広域火葬を実施するよう努める。

#### 4 県、市町及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町、火葬場設置者及び近隣県(「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」(平成26年3月28日 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び滋賀県)をいう。以下、同じ)間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町は、広域火葬を円滑に実施するため、市町内の情報収集及び体制の整備を行うなど必要な措置を講じるよう努める。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応するよう努める。

#### 第2 広域火葬体制の整備

- 1 火葬場及び連絡担当部局の把握
  - 県は、次の事項を定期的に把握し、市町及び火葬場設置者に情報提供する。
- (1) 県内及び近隣県の火葬場の名称、設置者、所在地、連絡先、火葬炉数、使用燃

料、一日可動火葬数及びその他必要な事項

(2) 県内市町、県内火葬場設置者及び近隣県の連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

# 2 広域火葬実施のための整備

- (1) 市町は、災害等発生時の遺体の保存体制、火葬実施体制、情報伝達等について、 あらかじめ定めておくよう努める。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時の火葬実施体制、情報伝達等について、あらかじめ定めておくよう努める。
- (3) 県は、市町及び火葬場設置者に必要な協力等を行うものとする。

# 3 相互扶助協定の締結

- (1)近隣県との相互扶助については、「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」に基づくものとする。
- (2) 市町は、必要に応じて、災害等発生時における資機材の確保を目的とした葬祭 業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定を締結するよう努め る。

# 4 遺体保存のための資機材等の確保

市町は、災害等発生時に使用する遺体安置所、棺又は遺体保存袋並びにドライアイス等の遺体保存剤、作業要員、火葬場までの搬送手段及び搬送経路について確保するよう努める。

## 5 遺体搬送手段の確保

市町は、火葬場までの遺体の搬送手段及び搬送経路、災害等発生時に遺体の搬送に使用する車両について確保するよう努める。

#### 6 情報伝達手段の確立

県は、市町、火葬場設置者及び近隣県の間で広域火葬を円滑に行うために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておく。

## 7 広域火葬の訓練

- (1) 市町及び火葬場設置者は、災害等発生時を想定した訓練を行うよう努める。
- (2) 県は、市町及び火葬場設置者の協力のもと、被害想定に応じた広域火葬訓練を行うよう努める。

#### 第3 災害等発生時の対応

## 1 広域火葬実施体制

県は、災害等発生時広域火葬が必要と判断した場合は、効率的な広域火葬を推進するため、積極的な情報の収集及び被害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行う。

#### 2 被災状況の把握及び報告

(1)被災市町は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数、火葬場の被災状況、火

葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等について把握を行い、県に報告する。

- (2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び 出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告する。
- (3) 県は、火葬場を設置する市町、火葬場設置者及び被災市町等の報告により被害 状況を把握し、「広域火葬計画策定指針」(平成9年11月13日衛企第162号)に 基づき、速やかに厚生労働省に報告する。

## 3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1)被災市町は、広域火葬が必要と判断した場合は、速やかに県に対して広域火葬の応援を要請する。
- (2) 県は、被災市町からの応援要請又は県自らの判断により、広域火葬の実施を決定した場合は、その旨を県内の市町及び火葬場設置者に周知するとともに、厚生労働省に報告する。
- (3) 県は、被災していない市町及び火葬場設置者又は必要に応じて近隣県に対し、 広域火葬の協力依頼を行う。
- (4) 県は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し、近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼する。

## 4 火葬場の選定及び割振り

- (1) 県は、被災していない市町及び火葬場設置者並びに近隣県の広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町ごとに火葬場の割振りを行い、これを被災市町に通知するとともに、応援を承諾した市町及び火葬場設置者並びに近隣県に対し応援依頼を行う。
- (2)被災市町は、県の割振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行うとともに、応援を承諾した市町又は火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。
- (3)被災市町は、被災規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明するとともに、当該市町が遺体を割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得るよう努める。

#### 5 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1)被災市町及び被災火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請する。
- (2) 県は、被災市町及び被災火葬場設置者からの要請に基づき、被災していない市町及び火葬場設置者並びに近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告する。
- (3) 県は、県内及び近隣県等だけでは火葬要員の確保が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し、近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼する。

#### 6 遺体保存対策

(1)被災市町は、火葬の実施までに時間を要する場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所を確保し、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確

保など、遺体の取扱に係る必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 県は、遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保について、被災市町より要請があったときは、これに応ずる。

## 7 遺体等の搬送手段の確保

- (1)被災市町は、遺体安置所から火葬場までの搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うよう努める。
- (2) 被災市町は、遺体搬送手段が確保できない場合は、県に対し手配を要請する。
- (3) 県は、被災市町から(2) に基づく要請があった場合は、関係団体及び他の市町へ協力を依頼する。
- (4) 県は、遺体搬送手段の確保について、県内だけでは確保が困難であると判断した場合は、近隣県又は自衛隊に対し、協力を依頼する。

## 8 相談窓口の設置

被災市町は、広域火葬を円滑に実施するために必要な期間、相談窓口を設置し、 広域火葬に係る情報提供を行うよう努める。

その際、広域火葬実施に伴い、遺族による火葬場への火葬依頼や遺体の搬送等に対し制限があることを、遺族の感情を十分考慮したうえで説明を行うよう努める。

## 9 災害等以外の事由による遺体の火葬

被災市町の区域内の自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬について も広域火葬の対象とし、広域火葬を応援要請する期間、相談窓口において火葬の申 込を受け付ける。

## 10 引き取り者のいない焼骨の保管

引き取り者のいない焼骨は、被災市町が火葬場から引き取り、引き取り者が現われるまでの間、保管する。

## 11 火葬に係る特例的取扱い

- (1)被災市町は、被災による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認を事後に実施するなど、実態に応じた事務処理を行う。
- (2) 県は、被災市町から(1) に関する協義があったときは、直ちに厚生労働省に 照会し、その結果を連絡する。

#### 12 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬応援を行った市町及び火葬場設置者は、区域内の火葬実績及び被災市町から搬入した広域火葬実績について、県に日報として報告する。
- (2) 県は、(1) に基づく日報をとりまとめ、厚生労働省に報告する。

#### 13 広域火葬の終了

- (1) 被災市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡する。
- (2) 県は、被災市町からの連絡又は県内の火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合は、広域火葬の終了を決定し、その旨を県内の市町及び火葬場設置者に周知するとともに厚生労働省へ報告する。

# 第4 他の協定等との関係

この計画は、市町又は火葬場設置者が他の市町又は火葬場設置者と締結している災害発生時の協定その他の契約等に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

# 第5 近隣県等からの広域火葬応援に係る対応

- (1) 県内の市町及び火葬場が被災していない場合で、近隣県等から広域火葬の応援 依頼があった場合は、この計画に準じて行う。
- (2) この場合、県、市町及び火葬場設置者は、速やかに体制を整え、積極的にこれに対応するよう努める。

# 附則

平成28年4月1日より適用する